

第二回公判決まる！！

9月5日(金)午後4時より

岡山地裁 206号法廷

多くの方々の傍聴をお願いいたします！

いよいよ裁判が始まりました。第一回公判には遠くは大阪、広島からの参加も含め 40名を超える傍聴支援をいただきました。ちなみに会社側は総務課長、一集課長以下8名が勤務時間中に傍聴していました。

7月5日

第一回公判終わる！！

とんちんかな会社側の答弁書

6月27日に遅ればせながら会社側から出された答弁書は萩原君を雇い止めにした交通事故については一切触れていませんでした。

その内容は「職員の引継ぎについて」と題し「郵政

民営化法において、公社の解散の際現に公社の職員である者は、別の辞令を発せられない限り、この法律時の施行の時に於いて承継計画において定

めるところに従い承継会社のいずれかの職員となるものとする」とされているが非常勤職員は対象外であり、公社から承継会社への雇用関係の承継は行われていない。

さらに「原告の雇用主」と題し、「原告(萩原君)の採用時の雇用主である日本郵政公社は平成19年9月30日をもって解散し新たに設立された郵便事業会社とは法人格が違うものである」という内容でした。

さらに会社側は訴状に対し萩原君が主張した「雇用契約の更新を繰り返している」とことについて証明せよ。という求釈明をおこなってきました。

要するに萩原君の雇用主は公社時代と現在は違う雇用主であり雇用の反復更新はされていない。雇い止め解雇された3月31日まで一回も更新していないという屁理屈を言いたいのでしょうか。

次回公判までに求釈明への回答とその後、会社側の答弁書が出る予定になっています。

40名の傍聴支援で報告集会

報告集会において奥津弁護士は「会社は



雇用の継続はしていない。別会社である」と主張しているが実態としては年休もスキル評価等、多くのものが引き継がれている。また、ほとんどすべての期間雇用社員が継続雇用されている。

雇い止め理由である交通事故についても公社時代の事故も含めている。実質的に雇用が継続しているのは明らかである。

その部分が一つの争点となるし、合わせて雇い止め理由である交通事故についての争いになるだろう。どちらにしてもこんなに多くの傍聴者に来ていただければと思わなかった。大変心強いと締めくくりました。



【奥津弁護士と萩原君】

また、萩原君は報告集会の中で「多くの傍聴をほんとうにありがとうございます。私自身、解雇されるようなことはやっていないという強い気持ちをもっています。これからもよろしくお願いします」と挨拶しました。次回公判は9月5日(金)午後4時からです。引き続きのご支援をお願いいたします。

ゆうメイト学習会開催

去る6月14日、日本郵便岡山支店のゆうメイトを対象とした学習会が行われました。忙しい中ではありましたが、集配課や集荷センターからの参加があり、非正規職員と正規職員の休暇や労働環境の差異について学習しました。

実際に郵便局で働いていても有給休暇の仕組みが分からないとか、特別休暇の存在を知らなかったとかいう声をあちこちで耳にします。

職場の労働環境を変えていくには、まずは現在自分たちがどのような状況下で働いているのかを知ることが先決だと思います。

今回の学習会を機に、今後も定期的に非正規職員を対象とした学習会を行っていきけるように職場に働きかけていきたいと思っています。

萩原君行動日誌

- 6/12 山本真也さん痴漢冤罪裁判
- 6/14 ゆうメイト学習会
- 6/19 豊中局ゆうメイト松本さん裁判判決
- 6/22 ゆうメイト全国交流会スタッフ会議
- 6/24 安東さん(指導力不足教員解雇撤回)裁判
- 6/27 日本郵政との意見交換会

萩原君を支える会」への加入、闘争資金カンパをお願いします。また、お知り合いをご紹介ください。

どこへでも出向いてまいります。年会費一口500円

加入者名「萩原君を支える会」

口座番号 01320-4-86685